

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
足寄弾薬支処会計科長 田 中 康 光

次のとおり一般競争入札を行います。

### 1 競争に付する事項

- (1) 件 名：陸上自衛隊足寄分屯地で使用する電気
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 予定数量  
ア 予定契約電力：107 kW  
イ 予定使用電力量：478,322 kWh
- (4) 需要場所：陸上自衛隊足寄分屯地
- (5) 使用期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和3年度の全省庁統一資格において、「物品の販売」で北海道地域の資格を有する者であつて「C」以上の格付けを有する者
- (4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2「競争参加資格確認書類」、別紙第3「適合証明書」を提出すること。  
ただし、令和4年度分足寄分屯地の同入札において適合証明書により、「入札適合者」と認められた者は、適合証明書の提出を省略することができる。
- (7) 「入札及び契約心得」を厳守している者
- (8) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札及び契約条項を示す場所

陸上自衛隊足寄分屯地会計科及び北海道補給処ホームページ

#### 4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊足寄分屯地 入札室1F
- (2) 日 時：令和4年3月4日（金） 10時30分

#### 5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- (2) 契約保証金：免除

ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

#### 6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札開始時間に遅れた者による入札
- (5) 電報、電話及びFAXによる入札
- (6) 郵便入札で、本公告で定めた期限までに担当者の元に入札書が到着しなかった入札
- (7) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (8) 第2(6)に示す事前提出書類を期限までに提出していない者による入札

#### 7 入札書の記載及び落札決定方式

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電気料金単価）（小数点以下第2位までとする。）を根拠とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した、各月の対価の年間総額を入札金額に記載すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積った金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差引いた金額を記載すること。
- (3) 入札書の記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (4) 総価が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同額の最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きによる落札者を決定する。

(5) 入札書には別紙第4「入札金額内訳書」を添付すること。

## 8 契約書の作成

落札者は落札決定後契約書を作成するものとし、令和4年4月1日付で契約を実施する。

## 9 その他

(1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(2) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。また、上記の公告に対して「入札及び契約の心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上、入札いたします。」

(3) 入札参加を希望する者は、「資格審査結果通知書写」、「適合証明書」の提出をもって入札参加の意思表示とするので、令和4年3月2日（水）17時00分までに下記の問い合わせ先までに提出すること。

(4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(5) 郵便入札の場合は、あらかじめ郵便入札を行う旨を担当者に連絡すること。この際、封筒に件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、「陸上自衛隊足寄分屯地で使用する電気入札書在中」と記載した封筒に入れて書留郵便（簡易書留可）にて令和4年3月3日（木）17時00分までに足寄弾薬支処会計科に必着させること。また電話にて担当者に到着の確認を行うこと。

(6) 郵便入札を含む入札について、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施する。

(7) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒089-3725 北海道足寄郡足寄町平和173番地

陸上自衛隊 北海道補給処足寄弾薬支処 会計科（担当：遠藤）

TEL 0156-25-5811（内線347）

FAX 0156-25-5811（内線348）

(8) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊 北海道補給処足寄弾薬支処 営繕班（担当：佐藤）

TEL 0156-25-5811（内線243）

## 10 公告提示場所及び期間

(1) 掲示場所：足寄分屯地、足寄町商工会

北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/nadep/dep.html>

(2) 掲示期間：令和4年2月21日（月）～令和4年3月4日（金）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
陸上自衛隊 足寄分屯地で使用する電気	2022E-4	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和 4年 2月 18日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊足寄分屯地で使用する電気について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLZ-CG-Z000001の1.2による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

(以下、“特措法”という。)

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

(以下、“環境配慮契約法”という。)

#### c) 再生可能エネルギー電気の定義

RE100 TECHNICAL CRITERIA(以下、“RE100”という。)

## 2 契約に関する要件

電気の調達に係る契約については、環境配慮契約法基本方針に基づく裾切り方式で行うものとし、環境省の示す基準に準拠した裾切り要件を設定するものとする。

## 3 需給に関する要求

### 3.1 供給電気方式、供給電圧、計量電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は交流3相3線式標準電圧6,000V、計量電圧は標準電圧6,000Vとし、周波数は標準周波数50Hzとする。

### 3.2 予定契約電力および予定電力使用量

調達要領指定書によって指定するものとする。

### 3.3 供給電気の種類

RE100の要件を満たす再生可能エネルギー電気の比率に関する条件は付さないものとする。

### 3.4 需給期間

需給期間は調達要領指定書によって指定するものとする。

### 3.5 需給地点、電気工作物の財産分界点および保安上の責任分界点

足寄分屯地第1柱に設置された区分開閉器電源側リード接続点とする。

### 3.6 供給地点特定番号

0110344078437005024000

### 3.7 電力量等の計量

#### (a) 計量器

計量器の種類及び必要な付属品は、契約の相手方の選定によるものとする。

#### (b) 計量場所および立入り

計量場所は足寄分屯地警衛所受電室とする。尚、当該場所は立ち入り禁止区画の為、検針で立ち入る場合は足寄分屯地司令の許可を必要とするが、自動検針の場合はその限りでない。

### 3.8 力率の保持

需給期間中の力率は、50kvarの高圧進相用コンデンサにより平均力率を100%に保持する予定。

## 4 その他

### 4.1 賦課金

燃料費調整および特措法第16条第2項に基づく賦課金は、北海道管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準約款によるものとする。

### 4.2 電気需給約款の提出

契約の相手方は需給開始に先立ち、電気需給約款を紙媒体により契約担当官等へ提出するものとする。

### 4.3 請求書（写）の提出

契約の相手方は請求金額が確定次第、当該請求書の写しをFAX等で速やかに契約担当官等へ送信するものとする。

### 4.4 疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	2 3 7 1 1 C E 3 0 0 4
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 2 月 1 8 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 2 月 1 8 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 2 E - 4

指 定 事 項

1 需給期間

令和4年4月1日00:00～令和5年3月31日 24:00

2 予定契約電力

107Kw(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする)

3 予定使用電力量

使用区分 使用月	平日使用量(kwh)	休日使用量(kwh)	合計(kWh)
4月	25,485	10,813	36,298
5月	18,700	11,659	30,359
6月	22,757	6,929	29,686
7月	22,304	10,455	32,759
8月	22,416	11,286	33,702
9月	20,721	8,682	29,403
10月	25,221	9,671	34,892
11月	29,296	14,663	43,959
12月	37,150	16,309	53,459
1月	34,963	20,625	55,588
2月	32,316	15,934	48,250
3月	38,246	11,721	49,967
合計	329,575	148,747	478,322

※平日・休日の区分

休日：土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び一般配送電事業者が定める休日

平日：休日以外の日

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊  
北海道補給処足寄弾薬支処  
会計科長 田中康光 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

「陸上自衛隊足寄分屯地で使用する電気」に係る入札に関する  
競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けていることまたは電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し
- ② 別紙第3に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（別紙第4「特定電源割当計画書」）

(担当者)

所属部署：

氏 名：

電話番号：

F A X番号：



## 適 合 証 明 書

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊  
 北海道補給処足寄弾薬支処  
 会計科長 田 中 康 光 殿

住 所  
 会 社 名  
 代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和元年度の状況

	項 目	自社の基準値	点数
①	令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~④の合計点数	
-----------	--

注1: 2の「自社の基準値」、「取組の有無」及び「点数」欄には、付紙により算出した値を記載すること。

注2: 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3: 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負担の低減に関する取組の状況に関する条件

- 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和元年度の未利用エネルギー活用状況、③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.550未満	70
	0.550以上 0.575未満	65
	0.575以上 0.600未満	60
	0.600以上 0.625未満	55
	0.625以上 0.650未満	50
	0.650以上 0.675未満	45
	0.675以上 0.700未満	40
	0.700以上 0.725未満	35
	0.725以上 0.750未満	30
	0.750以上 0.775未満	25
	0.775以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
②令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 4 その他

- (1) 上記の把握できる最新の状況が令和元年度である場合の例である、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。
- (2) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。

## 内 訳 書

## 1 入札金額

## (1) 基本量料金

年月	区分	契約電力 kW (A)	基本単価 円/kW (B)	力率割引係数 % (C)	基本料金 円 (A) × (B) × (C)
令和4年	4月	107			
令和4年	5月	107			
令和4年	6月	107			
令和4年	7月	107			
令和4年	8月	107			
令和4年	9月	107			
令和4年	10月	107			
令和4年	11月	107			
令和4年	12月	107			
令和5年	1月	107			
令和5年	2月	107			
令和5年	3月	107			
	計				

## (2) 電力量料金

年月	区分	平日予定電力量料金			休日予定電力量料金		
		平日予定 使用料 kwh	平日単価 円/kwh	平日予定 使用料 円	休日予定 使用料 kwh	休日単価 円/kwh	休日予定 使用料 円
令和4年	4月	25,485			10,813		
令和4年	5月	18,700			11,659		
令和4年	6月	22,757			6,929		
令和4年	7月	22,304			10,455		
令和4年	8月	22,416			11,286		
令和4年	9月	20,721			8,682		
令和4年	10月	25,221			9,671		
令和4年	11月	29,296			14,663		
令和4年	12月	37,150			16,309		
令和5年	1月	34,963			20,625		
令和5年	2月	32,316			15,934		
令和5年	3月	38,246			11,721		
	計						

2 判定総価額 ¥

※本積算については、燃料費調整を見込まないこと。

総価及び毎月ごとの入札金額の内訳が明確であり入札書の内容を具備していれば別様の使用を可とする。